

長崎県立大学大学院学則

〔平成 20 年 4 月 1 日
規則 第 2 号〕

改正 平成 22 年 3 月 3 日規則第 3 号
改正 平成 25 年 1 月 8 日規則第 2 号
改正 平成 25 年 10 月 1 日規則第 4 号
改正 平成 27 年 3 月 3 日規則第 2 号
改正 平成 27 年 4 月 7 日規則第 4 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 自己点検・評価等（第 2 条）
- 第 3 章 組織（第 3 条～第 7 条）
- 第 4 章 学年、学期及び休業（第 8 条）
- 第 5 章 修業年限及び在学年限（第 9 条・第 10 条）
- 第 6 章 入学（第 11 条～第 18 条）
- 第 7 章 教育方法等（第 19 条～第 28 条）
- 第 8 章 休学、復学、転学、転研究科、転専攻、留学、退学等（第 29 条～第 36 条）
- 第 9 章 課程修了及び学位授与（第 37 条～第 39 条）
- 第 10 章 賞罰（第 40 条・第 41 条）
- 第 11 章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生及び研修員（第 42 条～第 48 条）
- 第 12 章 検定料、入学料及び授業料等（第 49 条）
- 第 13 章 補則（第 50 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 長崎県立大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第 2 章 自己点検・評価等

（自己点検・評価）

第 2 条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の自己点検・評価の結果について、長崎県立大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を行うよう努める。
- 3 自己点検・評価に関し必要事項は、別に定める。

第 3 章 組織

（課程）

第 3 条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。

- 2 栄養科学専攻の博士課程は、前期 2 年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期

3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取扱うものとする。

（研究科、専攻及び学生定員）

第4条 本学大学院に、経済学研究科、国際情報学研究科及び人間健康科学研究科を置く。

2 前項に定める研究科の人材養成の目的等は次の各号のとおりとする。

(1) 経済学研究科においては、経済・産業・地域づくりに関する幅広い視野と高度専門知識を有する産業エキスパートや、税務・会計に関する高度な知識を有するエキスパートなど、現実の産業・地域社会に対して様々な側面から問題発見・問題解決の能力を持つ高度な専門的職業人の養成を目指すものとする。

(2) 国際情報学研究科においては、国際性、学際性、先端性を重視した教育研究に基づき、時代や社会の要請に応えることができる高度な知識と技術を有し、国際・地域社会や企業などで中心的・指導的役割を担える高度専門職業人の養成を目指すものとする。

(3) 人間健康科学研究科においては、保健医療をめぐる状況の変化とニーズの多様化・複雑化に対応できる高度専門職業人の養成、将来の保健医療の基盤を支える研究者の育成及び地域の社会的ニーズに応えるためのマンパワーの育成と再教育など、21世紀の健康問題・保健医療問題に適切に対応できる資質の高い人材育成を目指すものとする。

3 経済学研究科に、産業経済・経済開発専攻を置く。

4 国際情報学研究科に、国際交流学専攻及び情報メディア学専攻を置く。

5 人間健康科学研究科に、看護学専攻及び栄養科学専攻を置く。

6 前3項に規定する各専攻の課程及び学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	学生定員	
			入学定員	収容定員
経済学研究科	産業経済・経済開発専攻	修士課程	12人	24人
国際情報学研究科	国際交流学専攻	修士課程	6人	12人
	情報メディア学専攻	修士課程	4人	8人
人間健康科学研究科	看護学専攻	修士課程	8人	16人
	栄養科学専攻	博士前期課程	8人	16人
		博士後期課程	3人	9人
合計			41人	85人

（職員）

第5条 本学大学院に教授、准教授、講師、助教、事務職員その他必要な職員を置く。

2 前項の職員は、本学の職員をもって充てる。

（研究科長）

第6条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

（研究科教授会）

第7条 本学大学院の研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会は、当該研究科に所属する専任教員をもって構成する。

3 研究科に所属する特任教員は、当該研究科教授会に出席することができる。

4 研究科教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に定めるもののほか、教育研究に関する重要な事項で研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 研究科教授会は、前項に定めるもののほか、教育研究に関する事項について審議し、意見

を述べることができる。

- 6 前各項に定めるもののほか、研究科教授会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

一部改正 [平成 27 年規則第 2 号]

第 4 章 学年、学期及び休業

(学年、学期及び休業日)

- 第 8 条 学年、学期及び休業日については、長崎県立大学学則（平成 20 年規則第 1 号）第 15 条から第 17 条までの規定を準用する。

第 5 章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

- 第 9 条 修士課程の修業年限は、2 年とする。

- 2 博士課程の修業年限は、5 年とし、博士前期課程の修業年限は 2 年、博士後期課程の修業年限は 3 年とする。

(在学年限)

- 第 10 条 在学期間は、前条に定める修業年限の 2 倍を超えることができない。ただし、第 16 条または第 17 条により入学した者にあつては、第 18 条の規定により定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第 6 章 入学

(入学の時期)

- 第 11 条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 学長は、前項の規定にかかわらず、本学大学院において教育研究上支障がないと認めるときは、後期の始めとすることができる。

一部改正 [平成 27 年規則第 2 号]

(入学資格)

- 第 12 条 本学大学院の修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣が指定した者
- (8) 大学に 3 年以上在学した者であつて、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと

認められた者

- (9) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (11) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、研究科教授会において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (12) 本学大学院の個別入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第 104 条第 1 項の規定により修士の学位又は専門職学位を授与された者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により修士の学位を授与された者
- (3) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 外国の学校、第 5 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 本学大学院の個別入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達した者

一部改正 [平成 22 年規則第 3 号、平成 25 年規則第 4 号、平成 27 年規則第 2 号]

（入学志願の手続）

第 13 条 本学大学院に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に学長が別に定める書類及び入学検定料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第 14 条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第 15 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日まで別に定める書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者について入学を許可する。

（編入学又は転入学）

第 16 条 学長は、他の大学の大学院を修了し、若しくは退学した者又は他の大学の大学院に在

籍している者で、本学大学院への編入学又は転入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

一部改正 [平成 27 年規則第 2 号]

(再入学)

第 17 条 学長は、本学大学院を退学した者で、本学大学院に再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

一部改正 [平成 27 年規則第 2 号]

(編入学等の場合の取り扱い)

第 18 条 前 2 条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

一部改正 [平成 27 年規則第 2 号]

第 7 章 教育方法等

(教育の方法)

第 19 条 本学大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行う。

(授業科目等)

第 20 条 本学大学院の授業科目の種類、単位数、履修方法及びその他必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第 21 条 前条に規定する各授業科目に対する単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、別に定める授業科目について、次の基準によりその単位数を定めることができる。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲内で定める時間の授業をもって 1 単位とすること。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲内で定める時間の授業をもって 1 単位とすること。

(単位の授与)

第 22 条 学長は、授業科目を履修し、かつ成績の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第 23 条 授業科目の試験の成績は、A、B、C 及び D の 4 種の評語をもって表し、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。ただし、評点を付さない授業科目については、合格又は不合格をもって表す。

(教育方法の特例)

第 24 条 本学大学院の課程において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

(他大学の大学院における授業科目の履修等)

第 25 条 学長は、教育上有益であると認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、10 単位を超えない範囲で課程の修了の要件となる単位として認めることができる。

一部改正 [平成 27 年規則第 2 号]

(他大学の大学院等における研究指導)

第 26 条 学長は、教育上有益であると認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)との協議に基づき、学生に他大学院等において 1 年を超えない期間必要な研究指導を受けることを許可することができる。

(入学前の既修得単位数の取扱い)

第 27 条 学長は、教育上有益であると認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に国内外の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第 15 条の規定に基づく科目等履修により修得したものを含む。)については、課程の修了の要件となる単位として認めることができる。

2 前項の規定により認めることのできる単位数は、第 16 条又は第 17 条の規定により入学した場合を除き、第 25 条の規定により認める単位数と合わせて 10 単位を超えないものとする。

一部改正 [平成 25 年規則第 2 号、平成 27 年規則第 2 号]

(長期にわたる課程の履修)

第 28 条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第 9 条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

第 8 章 休学、復学、転学、転研究科、転専攻、留学、退学等

(休学)

第 29 条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 月以上修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生に対しては、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 30 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、さらに 1 年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して、修士課程及び博士前期課程においては 2 年を、博士後期課程においては 3 年を超えることができない。

3 休学期間は、修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第 31 条 休学期間が満了したとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

(転学)

第 32 条 他の大学の大学院へ入学又は転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(転研究科又は転専攻)

第 33 条 学長は、他の研究科への転研究科又は同一研究科の他の専攻に転専攻を志願する者があるときは、選考のうえ、これを許可することができる。

2 学長は、前項の規定により転研究科又は転専攻を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数について決定する。

一部改正 [平成 27 年規則第 2 号]

(留学)

第 34 条 外国の大学の大学院で修学することを志願する者は、学長の許可を受け、留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 10 条に規定する在学期間に算入することができる。

3 第 25 条の規定は、留学の場合について準用する。

一部改正 [平成 27 年規則第 2 号]

(退学)

第 35 条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第 36 条 学長は、次の各号の一に該当する者については、除籍する。

- (1) 第 30 条第 1 項及び第 2 項に定める休学期間を経過して、なお修学できない者
- (2) 第 10 条に定める在学期間を経過した者
- (3) 正当な理由がなく授業料を滞納した者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

一部改正 [平成 27 年規則第 2 号]

第 9 章 課程修了及び学位授与

(修了の要件)

第 37 条 学長は、修士課程及び博士前期課程に 2 年（第 16 条若しくは第 17 条の規定により入学した者又は第 33 条第 1 項の規定により転研究科又は転専攻した者にあつては、それぞれ第 18 条又は第 33 条第 2 項の規定により定められた在学すべき年数、優れた研究業績をあげた者にあつては、当該課程に 1 年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、及び修士論文の審査及び試験に合格した者に対して、修了を認定する。

2 前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 学長は、博士後期課程に 3 年（第 16 条若しくは第 17 条の規定により入学した者又は第 33 条第 1 項の規定により転研究科又は転専攻した者にあつては、それぞれ第 18 条又は第 33 条第 2 項の規定により定められた在学すべき年数、優れた研究業績をあげた者にあつては、当該課程に 1 年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、及び博士論文の審査及び試験に合格した者に対して、修了を認定する。

一部改正 [平成 27 年規則第 2 号]

(学位)

第 38 条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状授与の所要資格の取得及び履修方法)

第 39 条 中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとするものは、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）の規定に基づき、本学大学院所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

2 本学大学院において前項の所要資格を取得できる中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状に係る免許教科の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教員免許状の種類（免許教科）
経済学研究科	産業経済・経済開発専攻	中学校教諭専修免許状（社会）
		高等学校教諭専修免許状（地理歴史、公民、商業）
国際情報学研究科	国際交流学専攻	中学校教諭専修免許状（英語、社会） 高等学校教諭専修免許状（英語、公民）
	情報メディア学専攻	高等学校教諭専修免許状（情報）

(保健師国家試験受験資格の取得及び履修方法)

第 39 条の 2 人間健康科学研究科看護学専攻において、保健師国家試験受験資格を取得しようとする者は、第 37 条の規定によるもののほか、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部・厚生省令第 1 号）の規定に基づき、本学大学院所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

追加 [平成 27 年規則第 4 号]

第 10 章 賞罰

(表彰)

第 40 条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者については、これを表彰することができる。

- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正 [平成 27 年規則第 2 号、第 4 号]

(懲戒)

第 41 条 学長は、本学大学院学則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者については、これを懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学処分とする。
- 3 退学は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められるとき。
 - (3) 正当な理由がなく長期にわたり欠席したとき。
 - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があったとき。

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正 [平成 27 年規則第 2 号、第 4 号]

第 11 章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生及び研修員

(聴講生)

第 42 条 学長は、本学大学院の特定の授業科目の聴講を志願する者がいるときは、教育に支障のない範囲において、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

一部改正 [平成 27 年規則第 2 号]

(科目等履修生)

第 43 条 学長は、本学大学院の特定の授業科目を履修し、単位の修得を志願する者がいるときは、教育に支障のない範囲において、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 授業科目を履修した科目等履修生に対しては、試験のうえ、単位を与え、単位修得証明書を交付することができる。

一部改正 [平成 27 年規則第 2 号]

(特別聴講学生)

第 44 条 学長は、他の大学の大学院等(外国の大学の大学院等を含む。)に在学している者で、本学大学院の特定の授業科目を履修し、単位の修得を志願する者がいるときは、当該他大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 授業科目を履修した特別聴講学生に対しては、試験のうえ、単位を与え、単位修得証明書を交付することができる。

一部改正 [平成 27 年規則第 2 号]

(研究生)

第 45 条 学長は、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、教育及び研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

一部改正 [平成 27 年規則第 2 号]

(外国人留学生)

第 46 条 学長は、外国人であって、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者がいるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

一部改正 [平成 27 年規則第 2 号]

(研修員)

第 47 条 学長は、学校教育法第 1 条に規定する学校又は公共機関その他の団体等が、その所属する教員又は職員につき、本学大学院において特定の専門事項に係る研修を願い出たときは、教育及び研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研修員として入学を許可することができる。

一部改正 [平成 27 年規則第 2 号]

(聴講生等に関する規程)

第 48 条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生及び研修員に関して必要な事項は、別に定める。

第 12 章 検定料、入学料及び授業料等

(検定料、入学料及び授業料等)

第 49 条 本学大学院の授業料、入学料及び検定料の額、徴収方法及び納付の減免又は徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第 13 章 補則

(補則)

第 50 条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に本学大学院の開学準備行為として行った平成 20 年度の入学者に係る選考、入学手続等については、この規則の相当規定に基づいて行った選考、入学手続きとみなす。
- 3 第 4 条第 5 項の規定にかかわらず、平成 20 年度、平成 21 年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	収容定員	
			平成 20 年度	平成 21 年度
経済学研究科	産業経済・経済開発専攻	修士課程	12 人	24 人
国際情報学研究科	国際交流学専攻	修士課程	6 人	12 人
	情報メディア学専攻	修士課程	4 人	8 人
人間健康科学研究科	看護学専攻	修士課程	8 人	16 人
	栄養科学専攻	博士前期課程	8 人	16 人
		博士後期課程	3 人	6 人
合計			41 人	82 人

附 則 (平成 22 年 3 月 3 日規則第 3 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 1 月 8 日規則第 2 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 10 月 1 日規則第 4 号)

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 3 日規則第 2 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 4 月 7 日規則第 4 号)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 40 条第 2 項及び第 41 条第 4 項の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 39 条の 2 の規定は、平成 28 年度以降に入学する者について適用し、平成 28

年3月31日現在人間健康科学研究科看護学専攻に在籍している者(以下「在学者」という。)
及びこの規則施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、
改正後の長崎県立大学大学院学則の規程にかかわらず、なお従前の例による。